



水銀に関する水俣条約の締結の閣議決定について

政府は第 189 回国会(平成 27 年通常国会)での「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成 27 年法律第 42 号)」の承認などを経て、平成 28 年 2 月 2 日に行われた閣議において、「水銀に関する水俣条約」の締結を決定しました。

近日中に国際連合事務総長宛に受諾書が寄託される予定で、日本は 23 番目の締約国となります。

水銀条約の発効は 50 ヶ国以上が批准してから 90 日後となりますが、今後欧州連合などの批准が相次ぐ見通しで、早ければ年内にも発行するとみられています。

国内では、昨年の水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法や廃棄物処理法施行令等の改正などにおいて水俣条約で求められる対応以上の取組を盛り込んでおり、世界の水銀対策をリードするべく、国内の水銀対策を着実に実施していく予定です。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 2 月 2 日付 環境省報道発表資料

製品分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. ~名水百選 30 周年記念~「名水百選」選抜総選挙を実施](#)

水道水中における農薬類の目標値の見直し(案)について

厚生労働省では、平成28年2月17日に第17回厚生科学審議会生活環境水道部会(以下、水道部会)を開催し、第16回水道部会(平成27年2月5日)において了承された水道水中における農薬類の目標値見直しの方向性を踏まえ、関係する通知を改正する案について、話し合いが行われました。

水道水中における農薬類の目標値の見直しについては、農薬類のうち、対象農薬リストに掲げる農薬6物質(アシュラム、ジクロベニル、ダイアジノン、トリシクラゾール、フェニトロチオン、マラチオン)について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年健発第 1010004 号)を下表のとおり改正するとしています。

表 農薬類の目標値の見直し案

| 項目 | 現行目標値 | 新目標値 |
|----------|---------------|---------------|
| アシュラム | 0.2 mg/L 以下 | 0.9 mg/L 以下 |
| ジクロベニル | 0.01 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L 以下 | 0.003 mg/L 以下 |
| トリシクラゾール | 0.08 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 |
| フェニトロチオン | 0.003 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| マラチオン | 0.05 mg/L 以下 | 0.7 mg/L 以下 |

また、平成 27 年 9 月 11 日~10 月 13 日の間に行われたパブリックコメントに 4 件の意見の提出があり、意見に関する考え方が公表されています。

今後の予定としては、通知の改正を行い、平成 28 年 4 月 1 日から適用することになっています。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、ご相談ください。

資料 平成 28 年 2 月 17 日付 第 17 回厚生科学審議会生活環境水道部会資料
衛生検査箇所 長谷川知草



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました!

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

お問い合わせはこちら